

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和4年度第9回芦屋市景観認定審査会
日時	令和4年1月27日(金) 午前9時30分～11時30分
場所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出席者	会長 山下 淳 委員 前田 由利、曾和 治好、徳尾野 徹 欠席委員 角松 生史 事務局 長良まちづくり担当課長、岡本係長、福井主査、寺嶋係員、高江係員
事務局	都市計画課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に非公開情報が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の計画の認定審査について
 - ア 共同住宅(楠町82番1外)
 - イ 一戸建ての住宅(東芦屋町27番12外)
 - ウ 一戸建ての住宅(東芦屋町27番12外)
 - (2) 景観地区内における建築物等の認定状況について
 - (3) その他
- 3 閉 会

○提出資料

景観地区内における建築物の計画の認定申請書 図面一式

○審議内容

- (1) 景観地区内における大規模建築物等の計画の認定審査について
 - ア 共同住宅(楠町82番1外)
上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

イ 一戸建ての住宅（東芦屋町27番12外）

ウ 一戸建ての住宅（東芦屋町27番12外）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

令和4年12月17日から令和5年1月26日までの認定状況について報告を行った。